

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 平成二十六年第四回東京都議会定例会の招集……………一
- ……………(財務局主計部議案課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………一
- ……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………六
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………六
- 告示 (文)
- 東京都懸垂電車運輸営業の一時休止……………七
- 告示 (下水)
- 下水を排除及び処理すべき区域等……………七
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………七
- ……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………七
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………七
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………七
- 保留地の指名競争入札に係る公募……………七
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………七
- 東京都指定給水装置工事業業者の指定……………八
- ……………(水道局)……………八
- 東京都指定給水装置工事業業者の事業廃止……………九
- ……………(同)……………九

告示

●東京都告示第千五百四十五号
 平成二十六年第四回東京都議会定例会を、十一月二十八日に招集する。
 平成二十六年十一月二十一日
 東京都知事 舛添 要一

●東京都告示第千五百四十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y三)について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十六年十一月二十一日
 東京都知事 舛添 要一

一 事業段階関係地域の範囲

港区 台場一丁目及び台場二丁目の区域

江東区 新木場一丁目、新木場三丁目、新木場四丁目、若洲一丁目、若洲二丁目、若洲三丁目

青海一丁目、青海二丁目、青海三丁目、青海四丁目及び有明三丁目の区域

大田区 城南島一丁目、城南島二丁目、城南島三丁目、城南島四丁目、城南島五丁目、城南島六丁目及び城南島七丁目の区域

所属未定 中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

国土交通省 関東地方整備局
 局長 越智 繁雄
 埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一
 東京都

東京都

東京都知事 舛添 要一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京港埠頭株式会社

代表取締役社長 平野 裕司

江東区青海二丁目四番二十四号 青海フロンティアビル十六階

三

対象事業の名称及び種類

東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y三)

(三)

ふ頭の新設

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央防波堤外側埋立地の既設の護岸にふ頭を新設し、併せて道路を整備するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系、景観及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十六年十一月二十一日から同年十二月二十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

平成二十六年十一月二十一日から同年十二月二十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

平成二十六年十一月二十一日から同年十二月二十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

平成二十六年十一月二十一日から同年十二月二十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

平成二十六年十一月二十一日から同年十二月二十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

平成二十六年十一月二十一日から同年十二月二十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

平成二十六年十一月二十一日から同年十二月二十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 大田区環境清掃部環境保全課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

エ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名

称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務

所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年一月五日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

一番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、対象事業が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表(1)～(6)のとおりである。なお、事業区域とは「対象事業区域に関連事業区域を含めた全体の事業区域」を示すものとした。

表(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
大気汚染	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械及び工事船舶の稼働による影響 事業区域境界の最大濃度(日平均値)は、二酸化窒素では0.0589ppm(寄与率:55.3%)、浮遊粒子状物質では0.0746mg/m³(寄与率:0.6%)、二酸化硫黄では0.0116ppm(寄与率:11.1%)であり、評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準」(二酸化窒素:日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値が0.10mg/m³以下、二酸化硫黄:日平均値が0.04ppm以下)を満足している。 事業区域周辺の一般環境大気測定局における濃度(日平均値)は、二酸化窒素では0.0500～0.0521ppm(寄与率:0.2～0.6%)、浮遊粒子状物質では0.0481～0.0592mg/m³(寄与率:0.1%以下)、二酸化硫黄では0.0079～0.0099ppm(寄与率:0.5～1.0%)であり、全ての予測地点で予測結果は評価の指標を満足している。 一部項目においては、対象事業の寄与率が高い傾向を示しており、工事に伴う大気汚染の影響を低減するための環境保全措置として、排出ガス対策型建設機械等の積極的な採用、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程の計画等と併せ、工事現場からの土砂・粉じん等の飛散防止のため、散水等の措置を実施する。 以上のことから、建設機械等の稼働による大気汚染に及ぼす影響の程度は、評価の指標を満足するものと考える。 <p>○工事用車両の走行による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な搬入経路の予測地点における濃度(日平均値)は、二酸化窒素では0.0516～0.0542ppm(寄与率:0.1～0.3%)、浮遊粒子状物質では0.0563～0.0573mg/m³(寄与率:0.01～0.04%)であり、全ての予測地点で評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準」(二酸化窒素:日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値が0.10mg/m³以下)を満足している。 以上のことから、工事用車両の走行による大気質に及ぼす影響の程度は、評価の指標を満足するものと考える。 <p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業機械及び利用船舶の稼働による影響 事業区域境界の最大濃度(日平均値)は、二酸化窒素では0.0539ppm(寄与率:35.4%)、浮遊粒子状物質では0.0755mg/m³(寄与率:2.1%)、二酸化硫黄では0.0146ppm(寄与率:39.1%)であり、評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準」(二酸化窒素:日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値が0.10mg/m³以下、二酸化硫黄:日平均値が0.04ppm以下)を満足している。 事業区域周辺の一般環境大気測定局における濃度(日平均値)は、二酸化窒素では0.0500～0.0522ppm(寄与率:0.4～1.1%)、浮遊粒子状物質では0.0482～0.0596mg/m³(寄与率:0.1～0.2%)、二酸化硫黄では0.0080～0.0101ppm(寄与率:2.9～5.6%)であり、全ての予測地点で評価の指標を満足している。

表(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> 一部項目においては、対象事業の寄与率が高い傾向を示しているが、供用に伴う大気汚染の影響を低減するための環境保全措置として、施設利用者に対して、排出ガス削減効果の高い低炭素型のトランスフェクター等の導入、利用船舶の無騒音なアイドリング禁止の徹底、利用設備の日常点検及び定期点検実施等の要請を行う。 以上のことから、作業機械等の稼働による大気質に及ぼす影響の程度は、評価の指標を満足するものと考える。 <p>○利用車両の走行による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な通行経路の予測地点における濃度(日平均値)は、二酸化窒素では0.0509～0.0526ppm(寄与率:1.5～2.4%)、浮遊粒子状物質では0.0560～0.0564mg/m³(寄与率:0.1～0.2%)であり、全ての予測地点で評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準」(二酸化窒素:日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値が0.10mg/m³以下)を満足している。 以上のことから、利用車両の走行による大気質に及ぼす影響の程度は、評価の指標を満足するものと考える。
騒音・振動	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の走行に伴う騒音の発生による影響 主な搬入経路の予測地点における道路交通騒音レベル(L_{avg})は69.3～75.7dBであり、予測地点4(江東区若洲3丁目)は、評価の指標とした「騒音に係る環境基準」(幹線交通を扱う道路に近接する空間:70dB以下)を満足している。 評価の指標を満足していない予測地点1(大田区城南島7丁目)及び予測地点3(江東区有明3丁目)は、現況の調査結果(表8-2-8、p.155参照)でも評価の指標を満足していないことから、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は0.0～0.1dBとおそらくであることから、影響は小さいものと考える。 また、工事の施行中の騒音の影響を低減するための環境保全措置として、過積載の防止や制限速度の遵守、無騒音なアイドリング禁止の徹底、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程の計画等を実施する。 以上のことから、工事用車両の走行による騒音に及ぼす影響は、極めて小さいものと考える。 <p>○工事用車両の走行に伴う振動の発生による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な搬入経路の予測地点における道路交通振動レベル(L_v)は39.6～55.1dBであり、全ての予測地点で評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(予測地点4(第1種区域):昼間60dB、予測地点1及び予測地点3(第2種区域):昼間65dB)を満足している。なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は0.0～0.1dBとおそらくである。 以上のことから、工事用車両の走行による振動に及ぼす影響の程度は、評価の指標を満足するものと考える。

表(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
騒音・振動	<p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用車両の走行に伴う騒音の発生による影響 ・主な通行経路の子測地点における道路交通騒音レベル(L_{road})は69.6～76.3dBであり、子測地点2（港区台場1丁目）及び子測地点4（江東区若洲3丁目）は、評価の指標とした「騒音に係る環境基準」（幹線交通を担う道路に近接する空間の昼間：70dB以下）を満足している。 ・評価の指標を満足していない子測地点1（大田区城南島7丁目）及び子測地点3（江東区有明3丁目）は、現況の調査結果（表8.2-8、p.155参照）でも評価の指標を満足していないこと、利用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は0.6dBとわずかであることから、影響は小さいものと考ええる。 ・また、供用に伴う騒音の影響を低減するための環境保全措置として、施設利用者に対して、制限速度の遵守、無駄なアイドリング禁止の徹底、東京港臨海道路の利用促進等の要請を行う。 ・以上のことから、利用車両の走行による騒音に及ぼす影響は、極めて小さいものと考ええる。 <p>○利用車両の走行に伴う振動の発生による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な通行経路の子測地点における道路交通振動レベル(L_{vib})は38.6～55.6dBであり、全ての子測地点で評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準（子測地点2及び子測地点4（第1種区域）：昼間60dB、子測地点1及び子測地点3（第2種区域）：昼間65dB）を満足している。なお、利用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は0.5～0.6dBとわずかである。 ・以上のことから、利用車両の走行による振動に及ぼす影響の程度は、評価の指標を満足するものと考ええる。
水質汚濁	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○岸壁工事及び浚渫工事に伴う濁りの発生による影響 ・床相・浚渫工事により発生する濁り（SS）の濃度が2mg/L以上となる範囲は、発生場所から50m程度であり、事業区域周辺に及ぼす影響はわずかである。 ・また、工事に伴う濁り（SS）の影響を低減するための環境保全措置として、床相・浚渫工事の際に汚濁防止柵又は汚濁防止膜を使用し、濁りの拡散を防止することから、岸壁工事及び浚渫工事に伴い発生する濁り（SS）の濃度は、評価の指標とした「人為的に加えられる懸濁物質（SS）が+2mg/L以上となる範囲を極力小さくすること」を満足するものと考ええる。 <p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○お頭存在に伴う潮流の変化が水質に及ぼす影響 ・環境基準点における濃度について、化学的酸素要求量（75%値）C類型の地点では、評価の指標とした「水質汚濁に係る環境基準」を満足している。環境基準を満足していない化学的酸素要求量（75%値）B類型の地点、全窒素（年平均値）及び全磷（年平均値）は、現況の測定結果（表8.3-5(1)、p.186、表8.3-5(2)、p.187参照）でも環境基準を満足していないこと、工事完了後における水質の濃度変化は化学的酸素要求量（75%値）が±0.1mg/L未満、全窒素（年平均値）が+0.02mg/L以下、全磷（年平均値）が+0.002mg/L以下とわずかであることから、水質に及ぼす影響は小さいものと考ええる。 ・以上のことから、お頭存在に伴う発生する潮流の変化を考慮した化学的酸素要求量、全窒素及び全磷の濃度は、評価の指標とした「環境基準の達成状況に支障を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。

表(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
生物・生態系	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥類 ○工事に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度 ・人為的影響が増加し、事業区域を利用する鳥類相は、現況よりも一層人為的な環境に適した種に偏るものと考えられる。 ・しかし、工事に伴う影響範囲は事業区域の近傍に限られ、鳥類の生息環境の変化はわずかであること、鳥類についてはある程度の移動能力があること、事業区域の前面は急深であり、チドリ目等の好適な採餌場・休息場となる浅場がほとんど存在しないこと、事業区域の周辺にも鳥類の採餌場・休息場は広く存在することから、事業区域を利用する鳥類相に及ぼす影響は小さいものと考ええる。 ・また、供用に伴う鳥類への影響を低減するための環境保全措置として、制限速度の遵守、利用車両及び利用船舶の無駄なアイドリングの禁止の徹底、車両待機場やバン・シャワー・ゾーンの利用による交通量の調整等の要請を行う。 ・このほか、ヤード内は「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）に基づき、関係自治体との調整を踏まえ緑化を推進するとともに、沿道環境の保全や排出ガス対策のための植木等の植栽を推進する。 ・以上のことから、評価の指標とした「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）に定められた事業者等の責務を満足するものと考ええる。 <p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○お頭存在及び供用に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度 ・人為的影響が増加し、事業区域を利用する鳥類相は、現況よりも人為的な環境に適した種に偏るものと考えられる。 ・しかし、お頭存在及び供用に伴う影響範囲は事業区域の近傍に限られ、鳥類の生息環境の変化はわずかであること、鳥類についてはある程度の移動能力があり、改変量は小さいこと、事業区域の前面は急深であり、チドリ目等の好適な採餌場・休息場となる浅場がほとんど存在しないこと、事業区域以外にも鳥類の採餌場・休息場は広く存在することから、事業区域を利用する鳥類相に及ぼす影響は小さいものと考ええる。 ・また、供用に伴う鳥類への影響を低減するための環境保全措置として、制限速度の遵守、利用車両及び利用船舶の無駄なアイドリングの禁止の徹底、車両待機場やバン・シャワー・ゾーンの利用による交通量の調整等の要請を行う。 ・このほか、ヤード内は「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）に基づき、関係自治体との調整を踏まえ緑化を推進するとともに、沿道環境の保全や排出ガス対策のための植木等の植栽を推進する。 ・以上のことから、評価の指標とした「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）に定められた事業者等の責務を満足するものと考ええる。

表(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
生物・生態系 水生生物	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事に伴う水生生物相の変化の内容及びその程度 ・工事の施行に伴い収容される水深は水深-10m以上と深く、底生動物相は貧弱である。また、事業区域には既存資料調査において多くの注目される種が確認されている汽水域の浅場、干潟及び藻場等の水生生物の生息に適した環境はみられないことから、岸壁工事及び浚渫工事により海底が収容された場合でもその影響は小さいものと考えられる。 ・さらに、浚渫工事により発生する濁り（SS）が2mg/L以上となる範囲は、水質汚濁の予測結果より発生場所から50m程度と限られ、水生生物の生息環境の変化はわずかでであることから、水生生物相に及ぼす影響は小さいものと考えられる。 ・また、工事に伴う水質汚濁の影響を低減するための環境保全措置として、工事の施行中においては、床期・浚渫工事の際に汚濁防止柵又は汚濁防止膜を使用し、濁りの拡散を防止する。 ・以上のことから、評価の指標とした「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）に定められた事業者等の責務を満足するものと考えられる。 <p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふ頭存在に伴う水生生物相の変化の内容及びその程度 ・工事の完了後は、ふ頭存在に伴い生息場所である海底面及び水域が減少する。しかし、ふ頭は棧橋構造であることから、水生生物の生息に影響を及ぼす生息場所の減少は脚部のみとごくわずかである。 ・また、工事完了後における水質の濃度変化は、水質汚濁の予測結果より化学的酸素要求量（75%値）が±0.1mg/L未満、全窒素（年平均値）が±0.02mg/L以下、全磷（年平均値）が±0.002mg/L以下とわずかであり、水の汚れ及び富栄養化が著しく悪化するような水質変化はないことから、水生生物の生息環境の変化はわずかであり、水生生物相に及ぼす影響は小さいものと考えられる。 ・以上のことから、評価の指標とした「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）に定められた事業者等の責務を満足するものと考えられる。
景観	<p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふ頭存在に伴う景観への影響 ・対象事業の実施により、ふ頭やガントリークレーン等の港湾施設が新たに出現するが、対象事業区域の周辺にはふ頭等の港湾施設が集積し、巨大なクレーン、大型船等が活動する港の景観を形成していることから、地域景観特性の変化はほとんどないものと考えられる。 ・代表的な眺望地点からの眺望の程度については、対象事業によって新たに出現する港湾施設はいずれの眺望地点からも大きくは視認されず、スカイライン等の大きな変化はないものと考えられる。 ・予測地点2（城南島海浜公園展望広場）からの眺望については、対象事業区域までの距離が比較的近いこと、背後に自立した建築物がなく開放的な空間が形成されていることから、他の眺望地点に比べてガントリークレーンの存在や航行船舶等を視認しやすくなる。また、対象事業区域の周辺にはふ頭等の港湾施設が集積していること、港湾施設の形態・意匠は突出したものを避け、臨海部の景観や周辺環境との調和を図ることから、眺望の変化の程度は小さいものと考えられる。 ・また、ふ頭の供用に伴う景観に及ぼす影響を低減するための環境保全措置として、ガントリークレーン等の港湾施設整備にあたっては、「東京都景観計画」（東京都、平成23年）及び「東京港〈中央防波堤地区〉景観ガイドライン」（東京都港湾局、平成25年）における景観誘導基準等を参考に、形態・意匠・色彩は臨海部の景観や周辺環境との調和を図る。 ・以上のことから、評価の指標とした「東京都景観計画」（東京都、平成23年）及び「東京港〈中央防波堤地区〉景観ガイドライン」（東京都港湾局、平成25年）に定められた臨海景観基本軸の景観形成の方針を満足するものと考えられる。

表(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
廃棄物	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の発生による影響 ・岸壁工事に伴って搬去する既設護岸ブロックや消波ブロック等の発生材は、ブレーカー等による破壊・選別及び粒度調整等のうち、現場内再利用や他事業への有効活用を図る。 ・ヤード工事等に伴って余剰土砂等が発生した場合、現場内再利用や受入先の受入基準への適合を確認した上で新海面処分場の埋立用材等の他事業への有効活用を図り、発生量を削減する。 ・岸壁工事及び浚渫工事に伴って発生する床底・浚渫土は、工事の実施前に底質調査を実施し、受入先の受入基準や「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号）による水底土砂に係る判定基準等を遵守した上で、新海面処分場の埋立用材や東京湾奥の深掘部の埋戻し用材等として活用する。 ・このほか、建設廃棄物及び建設発生土の再生利用及び処分にあたっては、関連法令及び条例、並びにガイドライン等の目標・施策等に基づき、適正に処理・処分を行うことから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）及び「東京都廃棄物条例」（平成4年東京都条例第140号）に定められた事業者の責務を満足するものと考えられる。

●東京都告示第千五百四十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十一日

東京都知事 舛添 要 一

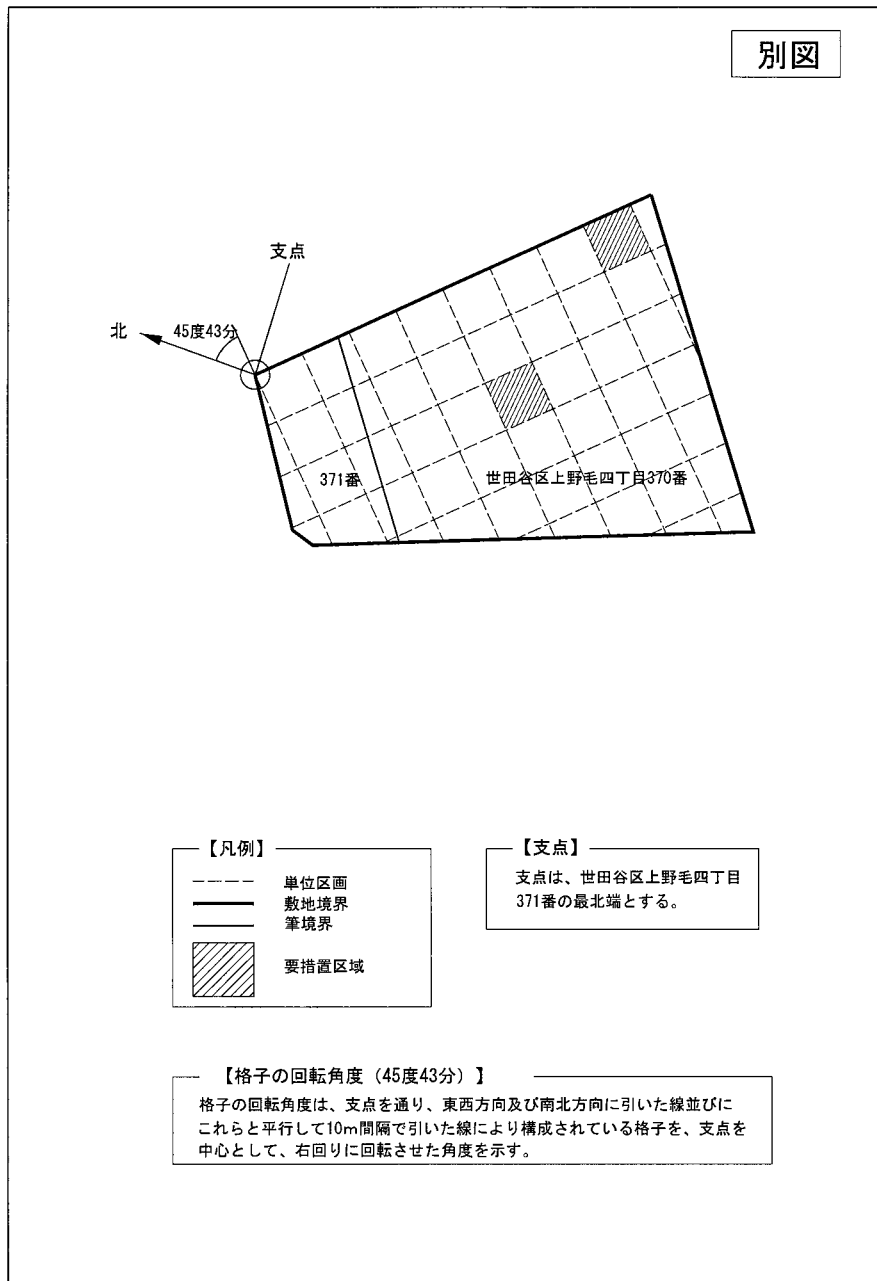
一 要措置区域 別図のとおり(世田谷区上野毛四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



告示(交)

●交通局告示第五号

東京都懸垂電車の運輸営業を次のように一時休止する。

平成二十六年十一月二十一日

東京都交通局長 新田 洋平

一 路線名 上野懸垂線

二 休止期間 平成二十六年十二月一日から同月十五日まで

三 理由 定期検査を行うため

告示(下水)

●東京都下水道局告示第七号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日

東京都下水道局長 松田 芳和

一 供用及び処理開始年月日 平成二十六年十一月二十九日

二 下水を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式 合流式

五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表

区名 町名 街区符号又は地番

大田区 蒲田四丁目 四十五番から四十八番

十七番まで

同区 南蒲田一丁目 二十番及び二十一番

公告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により大井一丁目南第1地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十六年十一月二十一日

東京都知事 外添 要一

一 氏名

松村 進

二 住所

品川区大井二丁目十八番五号

保留地の指名競争入札に係る公募について

東京都市計画事業秋葉原駅付近土地区画整理事業施行規程(平成九年東京都条例第四十一号。以下「条例」という。)第八条の規定に基づき保留地を指名競争入札による売払いにより処分するので、東京都市計画事業秋葉原駅付近土地区画整理事業施行細則(平成九年東京都規則第八十四号)第七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十六年十一月二十一日

東京都知事 外添 要一

一 入札に付する土地の所在地、面積及び用途の制限に関する事項

(一) 名称 第一街区保留地

(二) 所在地 千代田区外神田一丁目百番

(三) 面積 四六九・一八平方メートル

(四) 用途の制限 用途地域 商業地域

建ぺい率 八〇パーセント

容積率 八〇〇パーセント

防火指定 防火地域

土地利用 商業、業務、文化用途の施設に限る。

二 条例第九条の規定により定められた予定価格

三、三四五、〇一八、八一〇円

三 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次の全ての要件を備えていなければならない。

(一) 次の欠格事項に該当しないこと。

ア 国税、地方税その他公租公課について滞納をしている者であること。

イ 会社更生、破産、民事再生その他これに準ずる申請をした者又は申立てを受けた者であること。

ウ 申込み前一年の間の入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者であること。

エ 成年被後見人、被保佐人若しくは不動産の売買契約を締結する能力等を有しない被補助人又は破産者

で復権を得ない者であること。

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)第八条第二項第一号に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員であること。

カ 東京都暴力団排除条例(平成二十三年東京都条例第五十四号)第二条第二号に規定する暴力団及び同条第四号に規定する暴力団関係者であること。

キ 前二号に掲げる者から委託を受けた者並びに才及びカに掲げる者の関係団体及びその役員又は構成員であること。

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和六十二年一月十四日付六十一財契庶第九百二十二号)第五条第一項に基づく排除措置期間中の者であること。

(二) 保留地の売買契約を確実に履行し、開発を遂行すると認めるに足りる実績、資力及び信用を有していること。

(三) 地区計画等の都市計画に適合した土地利用及び建築物建築計画による開発構想を有していること。

四 契約条項を示す場所

足立区千住東二丁目十番十号

東京都第二区画整理事務所

五 入札参加資格審査申請書の提出等

(一) 提出期限

平成二十六年十二月三日(水曜日)から同月五日(金曜日)までとする。

なお、受付時間は午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。

(二) 提出場所

足立区千住東二丁目十番十号

東京都第二区画整理事務所管理課調査清算係

電話〇三(三八八二)一六五四

六 入札手続等

(一) 入札参加申込期限

平成二十七年一月十六日(金曜日)から同月二十日(火曜日)までとする(土曜日及び日曜日を除く)。

なお、受付時間は午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。

(二) 入札参加申込場所

足立区千住東二丁目十番十号

東京都第二区画整理事務所管理課調査清算係

電話〇三(三八八二)一六五四

(三) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成二十七年二月二十四日(火曜日)午後二時から

イ 場所 東京都第二区画整理事務所第三会議室

四 入札保証金に関する事項

入札保証金は、徴収しない。

(五) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(六) 落札者の決定方法

入札者のうち、予定価格を下回らずに最高価格で入札した者を落札者とする。

七 公募内容の詳細

秋葉原駅付近土地地区画整理事業第一街区保留地の売却

募集要領による。

八 募集要領の配布方法

東京都都市整備局ホームページに掲載し、東京都第二区画整理事務所管理課で配布する。

ホームページアドレス

<http://www.toshiseiji.metro.tokyo.jp/>

九 問合せ先

東京都第二区画整理事務所管理課調査清算係

電話〇三(三八八二)一六五四

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者次のとおり指定した。

平成二十六年十一月二十一日

東京都水道局長 吉田 永

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

九〇二九 有限会社 福谷 明勲 足立区本木一丁目二十六年九月

フクタニ 三番四号 十六日

九〇三〇 有限会社 高松 良光 練馬区南大泉一丁目七番二号 同日

九〇三一 永野設備工業株式会社 永野 祥司 大阪府岸和田市三田町千八百四十九番地 同日

九〇三二 株式会社 新谷 善明 江戸川区大杉一丁目十四番六号 同日

Eークラフト

ついて 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に	九〇三三	有限公司 山田設備	山田 宏樹	神奈川県横 浜市泉区上 飯田町二千 百二十七番 地十六	同日
	九〇三四	株式会社 上田工業	上田 憲一	板橋区成増 三丁目五十 一番十二号	同日
	九〇三五	有限公司 三国設備	能登川 満	大田区大森 北五丁目五 番十七号	同日
	九〇三六	大岩工業 株式会社	大岩 徹	板橋区志村 二丁目二十 二番四号	同日
	九〇三七	株式会社 エムティ ケイ	松澤 宏安	足立区綾瀬 三丁目七番 二号	同日
	九〇三八	株式会社 Kテクノ	金 貞鎬	立川市一番 町五丁目八 番地の五	同日
	九〇三九	有限公司 興和土建	山本 伸吾	八丁四〇二 番地の五	同日
	九〇四〇	株式会社 エグゼ	持田 誠人	立川市上砂 町五丁目四 十一番地の 三	同日
	九〇四一	有限公司 カネモト 工業	金本 義弘	台東区東上 野三丁目十 五番二号 第二国際ビ ル五階	同日
				昭島市玉川 町四丁目十 二番七号	同日
水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の 七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次 のとおり事業の廃止の届出があった。 平成二十六年十一月二十一日 東京都水道局長 吉 田 永					
	指定番号	商号	代表者	住所	廃止年 月日
	二七〇七	旭川工業 所	市川 正則	町田市木曾 東一丁目四 十二番二十 八号	平成二十 六年八月 二十五日
	三六四九	小野口設 備工業	小野口武男	国分寺市南 町一丁目八 番一号	同月三十 一日
	五三六七	株式会社 澤田設備	澤田 輝雄	埼玉県富士 見市大字鶴 馬千百十五 番地十四	平成二十 六年九月 二日
	一八八九	有限公司 秦工業所	秦 清蔵	杉並区久我 山三丁目八 番二号	同月三日
	二七〇一	有限公司 大谷工業 所	大谷 虎雄	町田市小山 町二千六百 十三番地	同月二十 八日
	二九三六	有限公司 細谷管工	細谷 典雄	あきる野市 瀬戸岡七百 八十三番地 イ号地	同月三十 日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号(代)

郵便番号
 112-0002